

平成23年4月1日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730019

研究課題名(和文) 金融所得課税における年度帰属の法的構造～国庫と納税者の視点の峻別

研究課題名(英文) Reconsideration of timing of taxation on financial income: Discount rates for government and taxpayers

研究代表者

神山 弘行 (KOHYAMA HIROYUKI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：00361452

研究成果の概要(和文)：本研究課題の第1の成果として、課税のタイミングに関する従来の租税法理論は、国庫と納税者の視点を同一視していたところ、両者を峻別することで基礎理論の見直しを行うことができた。第2の研究成果として、従来の租税法理論が合理的な納税者の存在を前提としていたところ、個人の限定合理性に着目をする行動経済学の知見を援用することで、課税のタイミングに関する従来の租税法理論の見直しの契機を得ることができた。

研究成果の概要(英文)： The traditional legal theories of tax law implicitly or explicitly assume (1) the discount rate for the government is same as that for taxpayers, and (2) taxpayers are rational. Through this project, I found that (1) discount rate for the government could be different from that for taxpayers, and (2) the traditional legal theories of tax law could be reinterpreted from the viewpoint of “behavioral economics”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			0
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：租税法

科研費の分科・細目：法学，公法学

キーワード：租税法，財政法，法と経済学，課税のタイミング

## 1. 研究開始当初の背景

租税は経済活動に対して課されること、

その法的枠組みは経済理論と密接不可分な関係にある。従来の租税法や立法実務は、

経済学の知見を取り入れて発展してきた結果、「合理的な納税者の観点」からのみ進められるとともに、納税者と国庫の立場は表裏一体の関係であることを暗黙の前提として展開されてきた。本研究は、従来の租税法研究における暗黙の前提を見直すことで、課税のタイミングに関する基礎理論の再構築と法制度の見直しの新たな視点を提供するものである。

## 2. 研究の目的

従来の租税法は、納税者の観点のみから検討を行うか、もしくは納税者と国庫の利得が表裏一体であることを暗黙の前提に議論を進めてきた。だが、納税者と国庫の利得は表裏一体の関係にはない可能性がある。もしそうであれば、納税者に多大な負担を強いることなく財政赤字を解消できる租税法の導入が可能となる。本研究は、上記の問題意識の下、立法論的視座から、金融所得への課税を題材として「課税のタイミング」に関する基礎理論と法的構造の抜本的な再構築を図ることが本研究課題の目的である。

具体的目標は、(1) 現実に政府が使用している割引率を調査するとともに、(2) 理論面から国庫にとって適切な割引率を検討することにより、(3) 割引率の観点から納税者と国庫の視点を峻別した上で、課税のタイミングに関する基礎理論の再構築を行い、(4) 金融所得課税の望ましい制度を検討することである。

## 3. 研究の方法

上記の具体的目標に則して、本研究課題は、次の4段階により遂行される。本研究は主として、文献調査および聞き取り調査の手法により

遂行される。

(1) 第1段階【記述的検討】では、米国、ニュージーランド、豪州の各国について、まずは文献調査の手法により各行政機関が現実の予算過程・決算過程・政策過程においてどのような割引率を採用しているのかを横断的に調査する。第1段階の研究については、主として文献調査および聞き取り調査により遂行する。

(2) 第2段階【規範的検討】では、国庫（政府）は、私的部門よりもリスクに対して優位にあるのか否か、そしてどのような割引率を予算過程・決算過程・政策過程において採用すべきかについて、理論的検討をおこなう。

(3) 第3段階では、第1段階・第2段階で得た国庫の割引率に関する知見を基に、政府（国庫）と納税者の視点を峻別することで、課税のタイミングに関する租税法の基礎理論の検討・再構築をおこなう。そして、どのような場合に課税繰延や即時損金算入を認めれば、市場の経済活動を抑制することなく、政府（国庫）にとってより多くの税収をもたらすことができるかを検討する【国庫の視点】。また、「国庫の視点」と並行して、「納税者の視点」からの考察も進める。従来の租税法は「納税者の視点」から議論をする場合には、合理的な個人を前提としてきた。しかし、現実の個人はバイアスや近視眼的思考により、長期的には不適切な選択を行うことが実証的に知られている。そこで限定合理的個人を扱う分野である行動経済学の知見を活用し、租税法理論の検討および再構成を遂行する。【納税者の視点】

(4) 第4段階では、第3段階より得られる割引率の知見を活かし、課税のタイミングの観点から、望ましい金融所得課税制度を立法論的視座から検討する。

国内外の研究会・セミナー等で積極的に報

告を行うことにより、研究者からフィードバックを受け入れる。以上が本研究課題の研究手法である。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究課題の研究成果として、上記研究方法の第1段階【記述的検討】および第2段階の【規範的検討】において、各国政府が財政過程、決算過程および政策評価において現実に用いている割引率とその背後に存在する考え方（時間枠組みのとらえ方）を明らかにするとともに、政府が予算・決算・政策分析の各過程において割引率を選択する際に考慮すべき要素に関する知見を得ることができた。この点に関連する研究成果として、① 神山弘行「*財政赤字への対応～財政規律と時間軸（複数年度予算・発生主義予算）*」*ジュリスト*1363号（2010年）12～20頁、および② 神山弘行、「*財政法におけるリスクと時間～Contingent Liabilityとしての公的債務保証～*」*フィナンシャル・レビュー*103号（2011年）24～46頁を公刊した。今後の課題として、本研究課題で得られた理論的知見をもとに、各行政庁が執行可能な現実的な制度設計を提言する必要がある。

この点について、米国ハーバード・ロースクールを訪問し、Louis Kaplow教（租税法、法と経済学）およびHowell Jackson教授（財政法）との議論を通じて上記の分析をさらに精緻化することができた。

(2) 上記研究方法の第3段階に関する研究成果として、個人の限定合理性に着目をする行動経済学のレンズを通してみると、伝統的な租税法理論（とりわけ所得課税に関する基礎理論）に関して、従来とは異なる「新たな理解」が可能であるとの知見を得ることができ

た。この点に関する研究を、① 第39回租税法学会・研究総会〔神山弘行「*アメリカ所得税制の最近の動向と課題*」（2010年）〕、② 北海道大学グローバルCOE多元分散型統御を目指す新世代法政策学・法の経済分析研究会〔神山弘行「*租税法と行動経済学～租税法政策学の観点から～*」（2010年）〕、③ 神戸大学大学院法学研究科ELSワークショップ〔神山弘行「*最近の租税法と経済学に関する研究*」（2010年）〕において報告するとともに、論文として④ 神山弘行「*租税法と「法の経済分析」～行動経済学による新たな理解の可能性～*」金子宏編『*租税法の発展*』（有斐閣・2010年）315-336頁、および⑤ 神山弘行「*アメリカ所得税制の最近の動向と課題*」*租税法研究*39号（2011年）15-38頁を公刊した。行動経済学の知見から租税法理論を再検討する試みは、国内において未だ草創期の段階にあるものの、国外においては台頭しつつある分野であるところ、国内においてお今後発展していくことが期待される。今後の展望として、個人の限定合理性の観点から、租税法における個別の法理論の再検討・再理解し、より現実にそくしたものとするために再構築することが望まれる。

(3) 上記研究方法の第4段階に関して、現行所得税法は、執行上の便宜から「実現主義」を採用しているところ、恣意的な租税負担軽減の一因となっている。これに対し、毎年度資産の時価を評価したうえで課税を行う「時価主義課税」が提唱されるものの、時価評価が困難な資産については実効性が確保できない。そこで、本研究の割引率に関する基礎理論の知見を活かす形で、「投資期間全体の利回り」に着目をした課税制度の検討を行った。この課税方法は、実現主義同様に資産の売却時に課税を行うことで時価評価の困難性を回避しつつ、時価主義課税同様に課税繰延の恩

恵とそれに起因する租税負担軽減の恩恵を排除するという利点を有する。そして、実現主義課税は所得税法が理念型とする「包括的所得概念」から乖離しているところ、この課税方法は包括的所得概念により忠実な課税の執行を可能とするものと期待される。この点について、① 神山弘行「対外間接投資と課税繰延防止規定」ファイナンシャル・レビュー94号(2009年)123～148頁において導入的考察をおこなっている(なお同論文は、本研究課題申請後に執筆し、申請交付決定以前に投稿をしたものであり厳密には本研究課題の研究助成を受けて執筆された論文ではないが、実質的には本研究課題の一部を構成している点を付記しておく)。この点については、米国ハーバード・ロースクールのDaniel Halperin教授(租税法)およびAlvin Warren教授(租税法)との議論を通じて、理論を精緻化することができた。今後の課題としては、上記理論に基づく課税を、現実的に執行可能な法制度にする場合に幾つかの問題点が存在するところ、同問題を解決する手法を模索する点にある。

第1段階～第4段階の研究成果を統合した、本研究課題の総合的な成果として、② 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造～政府と納税者の視点の峻別～」法学協会雑誌128巻10号以下(2011～2012年)において論文の連載を予定している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 神山弘行、「アメリカ所得税制の最近の動向と課題」、租税法研究39号、2011、pp. 15-38、査読無 [掲載予定]

- ② 神山弘行、「財政法におけるリスクと時間～Contingent Liabilityとしての公的債務保証～」、ファイナンシャル・レビュー103号、2011、pp. 24～46、査読無

- ③ 神山弘行、「財政赤字への対応～財政規律と時間軸(複数年度予算・発生主義予算)」、ジュリスト1363号、2010、pp. 12～20、査読無

- ④ 神山弘行、「対外間接投資と課税繰延防止規定」ファイナンシャル・レビュー94号、2009、pp. 123～148

[学会発表] (計1件)

- ① 神山弘行、「アメリカ所得税制の最近の動向と課題」、第39回租税法学会・研究総会、2010年10月2日、東海大学

[図書] (計2件)

- ② 神山弘行 (金子宏編)、有斐閣、『租税法の発展』(「租税法と『法の経済分析』～行動経済学による新たな理解の可能性～」)、2010、pp. 315-336

- ② 神山弘行 (海外住宅・不動産税制研究会編)、財団法人日本住宅総合センター、『相続・贈与税制再編の新たな潮流』(第2章「アメリカにおける遺産税・贈与税改革の変遷と課題」) 2010、pp. 32-66

[その他]

ホームページ等

<http://www.law.okayama-u.ac.jp/faculty/a>

chievements/kohyama\_html

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准  
教授  
研究者番号：00361452

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

神山 弘行 (KOUYAMA HIROYUKI)